

- [埼玉県立がんセンター新病院の病理解剖台関連システムの調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院のX線CT装置の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第8区\)の選挙期日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第8区\)における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第8区\)における開票の事務と選挙会の事務の合同\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第8区\)につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第8区\)における選挙運動に関する支出金額の制限額\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第六百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年五月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぶらつと東松山
- 三 代表者の氏名
齋田 和宏
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県東松山市箭弓町一丁目四番地十五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、商店主・事業者・サラリーマン・OL・主婦など、様々な立場を超えた人々が、官民協働でまちづくりイベントを企画・開催し、誰もが気軽に歩いてみたいと思うにぎわいのある中心商店街を創造することで、東松山市を中心とした比企地域全体の活性化に寄与し、愛する郷土の魅力な歴史・伝統文化・人に出会えるまちの実現を目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年四月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ショープロデューズ染貴
- 三 代表者の氏名
山崎 景子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市大字下奥富八百五番地の四エスパシオ二 百二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、ファッションショーやショーモデルのオーディションの開催等を行うことにより、アパレル業界の活性化及びショーモデルの育成や技術の継承を推進し、経済社会の健全なる発展を目指すとともに、広く社会の人々に感動と癒しを与えることができるファッションショーを開催することにより社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年四月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人FJN
- 三 代表者の氏名
藤野 哲郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市上内八百九十六番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対し、生活全般（教育・まちづくり・環境保全・情報化社会・経済活動の活性化・雇用生活・仕事・その他）を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年四月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人菜根
- 三 代表者の氏名
鶴見 佳子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市樋春千九百六十三番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障害者等、毎日の食事作りが負担となつて居る方々に対し、栄養バランスのとれた手作りのお弁当を届けると共に安否の確認をすること等により、地域の方々が健やかに安心して暮らすことができる社会の構築に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年四月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人太陽の子
- 三 代表者の氏名
佐藤 達也
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県大里郡寄居町大字寄居千百六十番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、特別支援学校に通う児童・生徒等に対し、障害児童・生徒等の個々を尊重した放課後児童クラブ運営事業を行い、障害児童・生徒等とその家族の生活を豊かで安全に、そして地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百二十一号

飯能市及びときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
飯能市	平成二十一年度 平成二十二年 平成二十三年 平成二十四年度	地籍図 三十八枚 地籍簿 一冊	双柳第一地区 （大字双柳の一部）	平成二十五年 五月七日
飯能市	平成二十二年度 平成二十三年 平成二十四年度	地籍図 二十五枚 地籍簿 一冊	双柳第二地区 （大字双柳の一部）	平成二十五年 五月七日
ときがわ町	平成二十二年度 平成二十三年 平成二十四年度	地籍図 七十八枚 地籍簿 一冊	番匠地区（大字番匠）	平成二十五年 五月七日

告 示

埼玉県告示第六百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ベストライフ

三 代表者の氏名

岡 崎 千鶴子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蕨市南町二丁目十六番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、身体障害者など社会的弱者と言われる人々に対し地域で自立して生活が出来る社会の実現を図るため障害者には自立支援、就労支援、高齢者には生活支援等の事業を行い高齢者、障害者の生活向上及び自立並びに、経済的向上を行い介護福祉、障害者福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百二十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域として指定する区域

別図のとおり（埼玉県行田市大字野字八ツ島三千六百番一の一部、三千六百番三の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シスー一・二―ジクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

〈凡 例〉

■ 敷地境界

◎ 起点

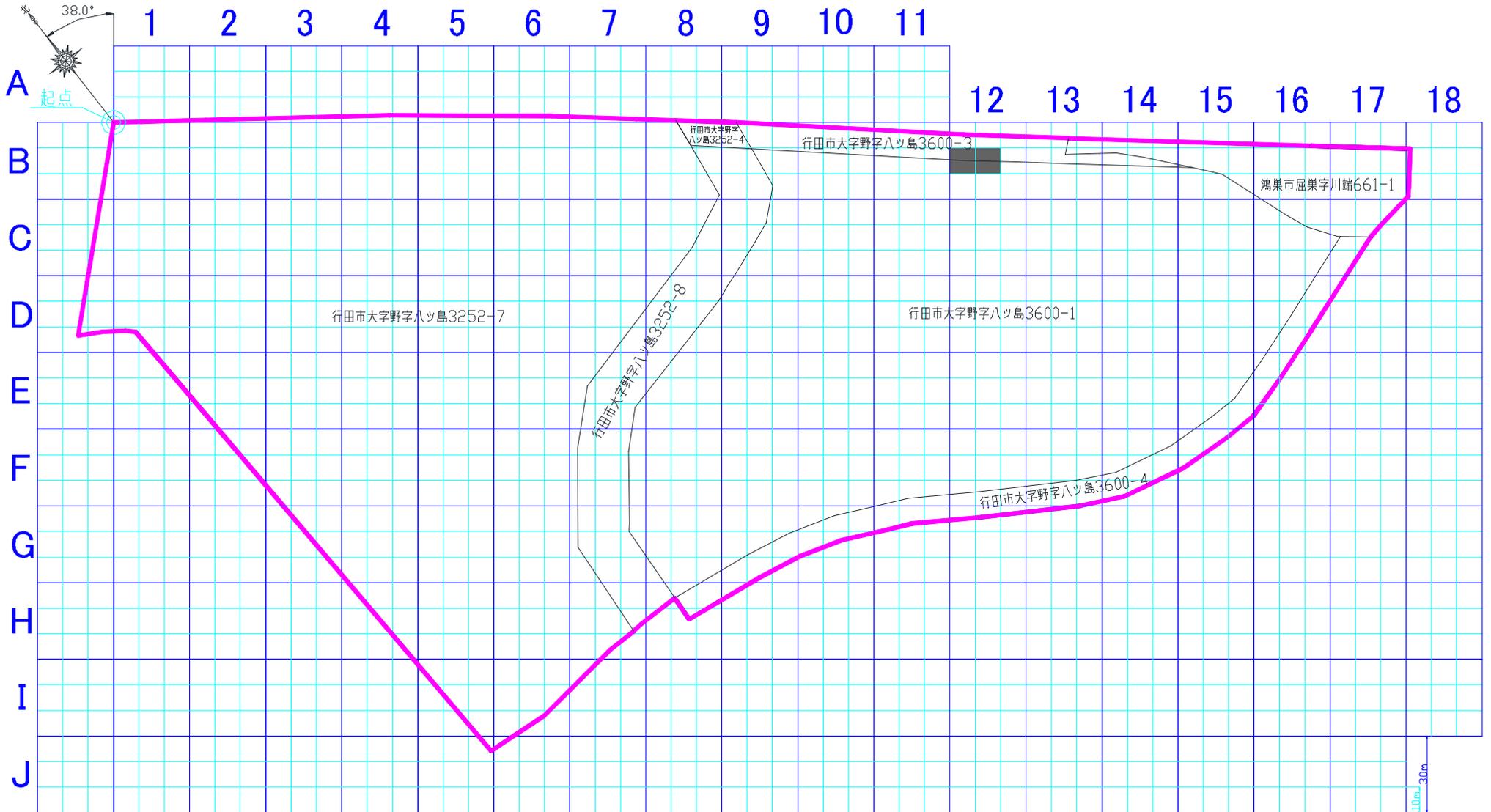
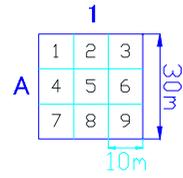
※起点は行田市大字野字
ハツ島3252-7の敷地境界
の最北端とする

□ 単位区画(10m×10m)

※格子の回転角度:38.0°
起点を支点として右回りに
回転させた格子角度

□ 30m格子(30m×30m)

■ 要措置区域



告示

埼玉県告示第六百二十四号

母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第五項の規定により、養育医療を担当させる機関として、次の病院を指定したので、母子保健法施行細則（昭和五十二年埼玉県規則第十四号）第三条第一項の規定により告示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上田清司

一 病院の名称及び所在地

草加市立病院

埼玉県草加市草加二丁目二十一番一号

二 開設者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県草加市高砂一丁目一番一号

草加市

草加市長 田中 和明

三 診療科名

内科、血液内科、内分泌・代謝内科、膠原病内科、腎臓内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、小児科、外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、精神科、救急科

四 指定年月日

平成二十五年五月一日

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケースデンキ上尾店

埼玉県上尾市大字久保字芝通六十九番二外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ケースホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケースホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年一月三十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六千二百六十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三二二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一七九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一〇四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年四月二十四日

二 縦覧期間

平成二十五年五月十日から平成二十五年九月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年五月十日から平成二十五年九月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド川越店

埼玉県川越市氷川町四十五 一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年十二月二十五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千三百五十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年四月二十四日

二 縦覧期間

平成二十五年五月十日から平成二十五年九月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年五月十日から平成二十五年九月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

岡野ビル

埼玉県上尾市愛宕町二 百六十一 一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

有限会社岡野商事 代表取締役 岡野喜一郎

埼玉県上尾市東町一 四 二十一

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十五年四月一日

告 示

埼玉県告示第六百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新堀土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	本 澤 安 治	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎千五百八十六番地

告 示

埼玉県告示第六百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、元荒川土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	本 澤 安 治	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎千五百八十六番地

告 示

埼玉県告示第六百二十号

平成二十四年埼玉県告示第千三百八十号で公示した公共測量（四級基準点測量）は、平成二十五年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長石渡廣一から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百三十一号

平成二十四年埼玉県告示第七百三号で公示した公共測量（基準点測量、水準測量）は、平成二十五年三月十五日終了した旨測量計画機関の長である川越市長川合善明から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百三十二号

平成二十四年埼玉県告示第千二百六十九号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十五年三月二十二日終了した旨測量計画機関の長である入間市長田中龍夫から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百三十三号

平成二十四年埼玉県告示第八百八十一号で公示した公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、出来形確認測量）は、平成二十五年二月二十八日終了した旨測量計画機関の長である八潮市長多田重美から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

平成二十四年埼玉県告示第千三百九十二号で公示した公共測量（基準点測量、水準測量）は、平成二十五年三月十五日終了した旨測量計画機関の長である川越市長川合善明から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

平成二十四年埼玉県告示第千三百八十一号で公示した公共測量(都市計画図作成)は、平成二十五年三月二十九日終了した旨測量計画機関の長である本庄市長吉田信解から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十六号

平成二十五年埼玉県告示第七十七号で公示した公共測量（三級基準点測量（測地成果二〇一一对応））は、平成二十五年二月二十八日終了した旨測量計画機関の長である蓮田市長中野和信から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百三十七号

平成二十五年埼玉県告示第七十五号で公示した公共測量（三級基準点測量（測地成果二〇一一对応））は、平成二十五年三月二十二日終了した旨測量計画機関の長である蓮田市長中野和信から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十八号

平成二十五年埼玉県告示第七十六号で公示した公共測量（三級基準点測量（測地成果二〇一一对応））は、平成二十五年二月二十八日終了した旨測量計画機関の長である蓮田市長中野和信から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十九号

平成二十五年埼玉県告示第七十八号で公示した公共測量（プログラムを用いた街区基準点の座標補正）は、平成二十五年二月二十八日終了した旨測量計画機関の長である蓮田市長中野和信から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十号

平成二十四年埼玉県告示第千四百四十五号で公示した公共測量（一、二級基準点改測、改算（測地成果二〇一一対応））は、平成二十五年二月二十八日終了した旨測量計画機関の長である蓮田市長中野和信から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十一号

平成二十四年埼玉県告示第千二百八十三号で公示した公共測量（レベル二五〇〇デジタルマッピング）は、平成二十五年三月二十九日終了した旨測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

平成二十五年埼玉県告示第四百十一号で公示した公共測量（復旧測量（基準点））は、平成二十五年三月二十九日終了した旨測量計画機関の長である小川町長笠原喜平から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

平成二十四年埼玉県告示第六百九十九号で公示した公共測量（撮影 縮尺一万分の一 DMC（GNSS/IMU）による空中写真撮影）は、平成二十五年三月二十日終了した旨測量計画機関の長である東松山市長森田光一から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十四号

平成二十五年埼玉県告示第五十二号で公示した公共測量（航空写真撮影）は、平成二十五年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である入間市長田中龍夫から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十五号

平成二十四年埼玉県告示第千二百八十八号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十五年三月二十六日終了した旨測量計画機関の長である幸手市長渡辺邦夫から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十六号

平成二十四年埼玉県告示第六百九十七号で公示した公共測量（航空写真撮影）は、平成二十五年三月二十九日終了した旨測量計画機関の長である狭山市長仲川幸成から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十七号

平成二十四年埼玉県告示第三百五十六号で公示した公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）は、平成二十四年三月三十日終了した旨測量計画機関の長である東松山市長森田光一から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一一 四二 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市新島字芝付百八十二番二他三十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千九百四十七・六立方メートル

告示

埼玉県告示第六百四十九号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県行田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上田清司

一 河川の名称

青毛堀川

二 指定に係る河川区域の存する区間

花崎多目的遊水地

右岸 加須市大字下高柳字沼頭六百七十四番三地先から同市大字船越字青毛附

六百九十番地先まで

三 指定に係る河川区域

関係図書の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

告 示

埼玉県告示第六百五十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

平成25年度埼玉県立高等学校77校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年9月1日(日)から平成31年7月31日(水)まで。ただし、平成26年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 山本、佐々木 電話048-830-6773（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月20日（木）午前10時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月19日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月20日（木）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成25年6月20日（木）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年6月7日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年5月20日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ

提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer rooms for 77 schools.
- (2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:50 a.m. June 20, 2013, By mail; 5:00 p.m. June 19, 2013, In person; 10:30 a.m. June 20, 2013.
- (3) Contact point for the notice: High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6773.

告 示

埼玉県告示第六百五十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

運転免許試験受験マルチシステムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年1月1日(水)から平成32年12月31日(木)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年7月3日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年7月2日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年7月3日（水）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成25年7月3日（水）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年6月14日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成25年6月20日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of Driver License Test Multisystem
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 - a.m.,July 3,2013 By mail;5:00p.m.,July 2,2013 In person;10:30a.m., July 3,2013
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

指紋自動識別システムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年1月1日(水)から平成30年12月31日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファク
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月28日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月27日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月28日（金）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成25年6月28日（金）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった入札金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、落札金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年6月14日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成25年5月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ
提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of the automatic fingerprint discrimination system
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:20 a.m. June 28, 2013 By mail;5:00 p.m. June 27, 2013 In person;10:20 a.m. June 28, 2013
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,Telephone; 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
無線自動車動態管理システム車載装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
J A 三井リース株式会社 東京都品川区東五反田2丁目10番2号
- 5 落札金額
662,284,980円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年2月15日

告 示

埼玉県秩父農林振興センター所長告示第一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の三の規定による復旧に必要な行為をすべき旨の命令に係る次の相手方の所在が不明であるため、同法第一百八十九条の規定により、当該命令の内容を皆野町役場に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十五年五月十日

埼玉県秩父農林振興センター所長 古 屋 宏 樹

一 所在が不明な相手方

イ 名称

有限会社トレードナイン

ロ 主たる事務所の所在地

埼玉県秩父郡皆野町大字金沢二千六百番地

ハ 代表者の氏名

取締役 藤原友二

二 命令の要旨

森林法第十条の二第一項の許可に附した同条第四項に規定する条件に違反して残土処分場の造成を行い、平成二十四年十一月十六日に搬入された土砂が崩落し、隣接地等へ流出した。

これにより、当該土砂の搬入が行われた森林及び当該土砂が流出した森林の有する公益的機能を維持する上で支障があるため、同法第十条の三の規定により、定めた履行期限までに、流出した当該土砂が閉塞している普通河川諏訪沢の河川機能を復旧するための排土工事を行う等復旧に必要な行為をすべきことを命ずる。

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年五月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま栗橋線
- 三 道路の区域

旧 C	旧 B	旧 新 A	旧 新 別
<p>久喜市下早見字内谷一八二九番地先 から同市下早見字内谷一六九一番一 地先まで</p>	<p>久喜市下早見字内谷一八一〇番四地 先から同市下早見字内谷一六五三番 一地先まで</p>	<p>久喜市下早見字内谷一八一五番一 地先から同市下早見字内谷一六四九番 一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>七・五〇〃 二二・五〇</p>	<p>一〇・〇〇〃 一八・八〇</p>	<p>二一・〇〇〃 二六・七〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一八七・〇〇</p>	<p>三八八・八〇</p>	<p>四八〇・五〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
			<p>備 考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年五月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

<p>さいたま栗橋線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>久喜市下早見字内谷一八一五番一地从先から 同市下早見字内谷一六四九番一地从先まで</p>	<p>供 用 開 始 の 区 間</p>
<p>平成二十五年五月十日</p>	<p>供 用 開 始 の 期 日</p>
<p>平成二十五年五月十日付杉戸県 土整備事務所長告示第五号で告示 した道路区域の変更の供用開始で ある。 延長 四八〇・五〇メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十月二十二日

指令川建セ第二四 六五 号

二 検査済証番号

平成二十五年四月三十日

川建セ第二五 八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字能増字新田七五六番五、七六一番二、七六一番三、七

六二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県深谷市上柴町東一丁目三 番地一 グランドフジ参番館206号

田島 博行

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十二月二十一日

指令川建セ第二四 一 七号

二 検査済証番号

平成二十五年五月二日

川建セ第二五 七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字腰越字内出二二六八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字腰越一三一一番地

馬場 博

告 示

埼玉県病院事業告示第二十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年五月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

SPECT-CT装置一式及び保守点検業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成25年12月27日

(4) 委託業務の履行期間

購入物品の検査に合格した日の翌日から6年間（保証期間を含む。）

ただし、平成26年度以降において、歳入歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(5) 履行場所

納入場所は、埼玉県北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか 埼玉県立がんセンター新病院とする。

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

入札金額は、物品代金及び履行期間全体の保守点検業務委託代金の総価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録された者であること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）に基づき、以下の許可を受けている者であること。

ア 法第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可

イ 法第40条の2の規定に基づく医療機器の修理業の許可（本件医療機器製造業者自らが入札に参加する場合を除く。）

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 田村・柳

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

埼玉県立がんセンター 新病院準備担当 深澤

電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月21日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月20日（木）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年6月21日（金）午前10時30分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年5月31日（金）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成

物品の売買契約及び保守点検業務委託契約それぞれについて作成するものとする。

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をも

って有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 物品売買契約金額と保守点検業務委託契約金額の決定

落札金額の物品売買契約金額と保守点検業務委託契約金額との振り分けは、埼玉県と落札者で協議して定める。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 競争入札参加資格の付与

上記2(4)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年5月20日(月)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

SPECT/CT and Maintenance duties

(2) Time-limit for tender:

10:20 a.m., June 21, 2013 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., June 20, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県病院事業告示第二十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年五月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

病理解剖台関連システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年10月25日

(4) 履行場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか 埼玉県立がんセンター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 三谷・柳

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）

の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

埼玉県立がんセンター 新病院準備担当 深澤

電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月21日（金）午前10時40分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月20日（木）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年6月21日（金）午前10時50分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成

14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年5月31日(金)午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年5月20日(月)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Pathology dissection stand connection system

(2) Time-limit for tender:

10:40 a.m., June 21, 2013 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., June 20, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県病院事業告示第三十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年五月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

X線CT装置 (Dual Energy system) 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

平成25年12月27日

(4) 履行場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか 埼玉県立がんセンター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「商品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録された者であること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 石野・柳

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）
の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

埼玉県立がんセンター 新病院準備担当 深澤

電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月21日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月20日（木）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年6月21日（金）午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年5月31日（金）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(4)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平

成25年5月20日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

X-ray CT scanner (Dual Energy system)

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., June 21, 2013 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., June 20, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県選管告示第四十四号

埼玉県議会議員補欠選挙（南第八区）を次により行う。

平成二十五年五月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 選挙期日 平成二十五年五月十九日

二 選挙すべき議員数 一人

告 示

埼玉県選管告示第四十五号

平成二十五年五月十九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第八区）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十五年五月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

選挙長

埼玉県さいたま市桜区西堀八丁目二十七番十五号 真取 正典

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県蕨市錦町一丁目十三番十号 吉住 俊幸

告 示

埼玉県選管告示第四十六号

平成二十五年五月十九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第八区）における開票の事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成二十五年五月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

告 示

埼玉県選管告示第四十七号

平成二十五年五月十九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第八区）につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十五年五月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十五年五月十日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第四十八号

平成二十五年五月十九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第八区）における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十五年五月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

一、二一、 円